平成２３年（フ）第２１８９号
愛知県愛西市古瀬町村前39番地　ツリープラザ古瀬201号
債務者　児玉真奈美
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４４号
青森市大字大野字若宮146番地14
債務者　成田　幸男
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５０６号
熊本市新外４丁目３番35号
債務者　原田　郁代
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５４９号
熊本市島町３丁目７番14号、前住所熊本市草葉町２番８号
債務者　村上　嘉康
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５７２号
熊本市帯山２丁目５番62号
債務者　馬場　秋子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５０９号
川崎市宮前区神木本町５丁目２番３号　プレジール石坂201、前住所川崎市宮前区平１丁目６番20―413号　エクセル宮前平
債務者　河村　啓三
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５１５号
川崎市高津区二子３丁目７番１号　メゾングランママ202、前住所福岡市博多区比恵町15番23―502号
債務者　内田　陽子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５５１号
川崎市川崎区渡田向町１番11号
債務者　津嘉山　武
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５５８号
川崎市川崎区京町１丁目18番27号　シャンテ京町201
債務者　佐藤　信子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５６１号
川崎市高津区溝口２丁目16番13号　上田ビル301
債務者　福地　昭廣
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５６４号
川崎市宮前区南平台15番11―405号
債務者　笠川みどり
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５７１号
川崎市川崎区大島３丁目13番４号
債務者　堀内　英和（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５７８号
川崎市川崎区小田２丁目16番12号　301
債務者　佐藤健太郎
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５８９号
川崎市中原区上小田中５丁目12番12号　新城ヴィラ302
債務者　横井川直子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５９２号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地２―1133
債務者　星　奈津子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係